

75歳
以上の人へ

後期高齢者医療被保険者証 が新しくなります

8月1日
から

現在使用している「オレンジ色」の保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日からは、「自宅」に郵送される「藤色」の保険証を使用してください。



「オレンジ色」から
「藤色」に
変わります

8月1日から

古い保険証は使用できません。有効期限（7月31日）を過ぎた保険証は、使用できません。古い保険証は、細かく裁断するなど、個人情報取り扱いに注意し、処分してください。



↑ 保険証が封入される封筒

8月1日以降にお使いいただく保険証は、「黄色い封筒」で市役所から7月中旬以降に郵送します。



限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人へ

認定証も8月1日から新しくなります。交付対象者には、新しい認定証を7月下旬以降に郵送します。
※更新のための手続は必要ありません。

後期高齢者医療保険料について
平成29年度の保険料については、8月中旬に通知します。

問い合わせ

国保年金課 高齢者医療担当

☎(55)2754 ②(5)2521

70歳以上の人の 高額療養費制度の見直しについて



高額療養費制度は、家計に対する医療費の負担が重くなりすぎないように、被保険者の所得などに応じて自己負担限度額を設定し、被保険者はその範囲内で自己負担分の医療費を支払う制度です。世代間の公平な負担や、負担能力に応じた負担を求める観点から、2年をかけて高

額療養費の自己負担額を段階的に見直すこととなりました。平成29年8月施行の見直しは、下表のとおりです。

問い合わせ 国保年金課 保険給付担当
☎55-2751

■ 現行（平成29年7月末まで）

区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得	4万4,400円	8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) ※1
一般	1万2,000円	4万4,400円
低所得Ⅱ ※2	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ ※2		1万5,000円

■ 見直し後（平成29年8月から）

区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得	5万7,600円	8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) ※1
一般	1万4,000円 ※3	5万7,600円 ※1
低所得Ⅱ ※2	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ ※2		1万5,000円

※1 12か月間に4回以上、世帯単位の限度額を超えた場合、4回目以降は4万4,400円。

※2 低所得Ⅰは、同じ世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる人。低所得Ⅱは、同じ世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で低所得Ⅰに該当しない人。

※3 年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来での自己負担額の上限額は14万4,000円。